

入 札 公 告

次のとおり制限付一般競争入札（郵便入札）に付します。

平成22年5月6日

鳥取県東伯郡琴浦町長 山 下 一 郎

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成22年度松くい虫特別防除業務（空中散布作業）
- (2) 業務概要 松くい虫防除に係る航空機による薬剤散布作業
- (3) 履行期限 平成22年7月12日
- (4) 業務場所 東伯郡琴浦町大字福永ほか

2. 競争参加資格等

- (1) 琴浦町財務規則（平成16年琴浦町規則第47号以下「財務規則」という。）第120条第1項及び第2項の規定に該当しない者
- (2) 琴浦町及び他の公共機関（国、県、市町村等）より指名停止を受けている期間中ではないこと。なお、公告日から開札日までにこれらの機関より指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (3) 物品製造及び役務提供等に係る平成21・22年度琴浦町競争入札参加資格申請において、「大分類：14役務 小分類：99その他（害虫駆除（建物内外）」の申請を行い受理された者であること。ただし、当該資格の受理をされていない者であっても、入札書の提出時までには受理をされればよい。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 平成12月4月1日から平成22年3月31日までの間に国内において琴浦町、他の公共機関（国、県、市町村等）又はそれに準ずる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る松くい虫防除業務委託（空中散布作業）の元請としての実績を有すること。
（下請は実績として認めない。）
- (6) 設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、業務内容を十分に理解した上で入札に参加できる者

3. 設計図書・特記仕様書等について

(1) 交付場所、問合せ先等について

a. 交付場所及び問合せ先

琴浦町役場農林水産課農村振興係

〒689-2501 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1142番地3

電話：0858-55-7802

FAX：0858-55-7558

b. 交付期間 平成22年5月6日（木）から平成22年5月20日（木）午後5時15分まで

c. 設計図書・特記仕様書等のダウンロード

琴浦町ホームページより平成22年5月6日（木）からダウンロード可能

※ a の場所において交付する資料は全てホームページに掲載する。

資料掲載URL <http://www.town.kotoura.tottori.jp/>

(2) 設計図書等に関する質問及び回答

a. 質問の方法

設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにて琴浦町役場農林水産課農村振興係へ質問書（別紙様式第5号）により提出すること。

・期間 平成22年5月6日（木）から平成22年5月14日（金）午後5時まで

・FAX 0858-55-7558

b. 回答の方法

平成22年5月17日（月）午後1時から琴浦町ホームページにおいて行なう。

4. 入札参加申込み

(1) 提出の方法

提出の方法にあつては、琴浦町郵便入札実施要領（平成19年琴浦町訓令第37号以下「要領」という。）第2条第2項の規定に定める方法により、必ず書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法で郵送すること。

持参による入札は、要領第4条第1項第7号に該当するため無効とする。

(2) 提出先

琴浦町役場企画情報課入札・検査係

〒689-2303 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

電話：0858-52-1708

FAX：0858-49-0000

(3) 提出期限 平成22年5月21日（金）午後3時必着

(4) 提出書類

参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし郵送すること。提出書類に不備がある場合は、無効とする。

- a. 制限付一般競争入札参加申請書（別紙様式第1号）
 - b. 入札書（別紙様式第2号）※次号で指定する封筒に封かんすること。
 - c. 業務内訳書（別紙様式第3号）
 - d. 業務実績調書（別紙様式第4号）
- (5) 入札書を封かんする封筒の指定

日本工業規格長型3号又は長型40号とし、表に「入札書」と明記の上、業務名及び業務場所を記入すること。（色、材質及び記入の向きは問わない。）

4. 予定価格（消費税及び地方消費税を含まない額）

金 4,690,000 円

5. 開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成22年5月21日（金）午後4時
- (2) 場所 琴浦町役場 本庁舎 第1会議室
- (3) 入札参加者の立会について

入札参加者が立会を求めた場合は、要領第5条第1項の規定に基づき先着順に3名までこれを認める。

6. 資格審査及び落札決定について

開札にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格でもって有効な入札を行なった者を入札金額が小額な者から順に順位を決定した上で一旦落札を保留するものとする。その後、順位の優位な者から資格審査を順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていると確認できた時点で落札決定を行なうものとする。

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あつた場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号以下「施行令」という。）第167条の9の規定に基づき、当該入札事務に関係のない職員によるくじにより落札決定を行なうものとする。

入札結果については、琴浦町役場企画情報課及び琴浦町ホームページで掲載する。

7. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨による
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札書の記載方法

落札者の決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかどうかにかかわらず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

- (4) 入札の無効

要領第4条第1項各号に該当する入札は無効とする。

- (5) 入札参加者が1人以下の場合の入札の執行について

入札参加者が1人以下となった場合、当該入札は中止する。

(6) 再度入札について

全ての入札が無効又は失格により、落札となるべき者がいない場合は、施行令第167条の8の規定による再度入札は、行なわず不落札とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 支払条件

業務完了時に全額支払うものとし、着手前の前払金及び業務期間中の部分払いはしないものとする。

(9) 琴浦町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に該当する不正又は不当な行為、虚偽の記載等があった場合は同要綱の規定に基づき指名停止とする。

(10) その他入札及び契約に関する事項については、財務規則等の規定を準用する。

8. 本件入札の執行、入札参加資格に関する問合せ先

琴浦町役場企画情報課入札・検査係

〒689-2303 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

電 話：0858-52-1708

F A X：0858-49-0000